

報告第25号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 21 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり
専決処分する。

平成 30 年 7 月 24 日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成 30 年 6 月 26 日（火曜日） 16 時頃

2 事故発生の場所

さくら学園つくば市立桜中学校（つくば市金田 1500 番地）

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所にて、風力発電施設跡内の繁茂していた草を刈払機にて刈っていたところ、付近に駐車されていた相手方所有の自動車のバックドアガラスを石跳ねにより破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 137,124 円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。